

ぬの 布 や 谷 よう 陽 こ 子

学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第 202 号
学位授与年月日	平成17年 5 月12日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
研究科・専攻	東北大学大学院文学研究科 (博士課程後期 3 年の課程) 歴史科学専攻
学位論文題目	中世王家領の研究—女院領の伝領と王家の追善仏事—
論文審査委員	(主査) 教授 今泉隆雄 教授 大藤修 教授 佐藤弘夫 助教授 柳原敏昭 助教授 安達宏昭

論文内容の要旨

本論文は、中世王家の経済基盤である王家領の伝領(相伝)・領有形態について論じたものである。そのさい、王家領の一形態である女院領の伝領とこれに付随する王家の追善仏事の変遷を中心に検討している。

はじめに、本論文が分析対象とする用語について説明を加えておきたい。王家・王家領とは、いわゆる天皇家・天皇家領と同義であるが、各研究者によってそれぞれ用いられていて、いまだ統一された呼称とはなり得ていない。しかし、現在の中世史研究においては、王家・王家領という言い方が最も定着していると言えよう。これに対し、皇室・皇室領とは、近代天皇制の概念に基づいた用語であり、中世における実状を指す言葉としてはふさわしくないと考える。

そもそも、王家という用語を中世史研究において最初に用いたのは、権門体制論を提唱した黒田俊雄氏である。黒田氏によれば、中世の「王家」とは、旧『皇室典範』の「皇室」のように天皇を家長としてその監督のもとにある一箇の家を意味するのではなく、いくつもの自立的な権門(院・宮)を包含する一つの家系の総称ととらえられる。そして、中世では、王といえは国王を指し、王家とはその家・一族を意味するという。黒田氏が掲げた次の史料に注目してみたい。

王家之恥、何事如之哉、天下静謐尤雖可悦、一朝之恥辱、又不可不歎、

(『花園天皇宸記』元弘元年(1331)別記十月一日)

これは、後醍醐天皇が笠置を没落した後に捕らえられたことを知った、花園院の感想である。「王家」という言葉は、このように、本論文が対象とする時代の天皇の日記『花園天皇宸記』のなかに見られる

ことから、中世における天皇家の実状に最も合致する言葉と言えよう。花園院が「王家之恥」と記した際の「王家」とは、持明院統・大覚寺統を含めた国王の一族を指すとした、黒田氏の見解に賛同したいと思う。

以上を鑑み、本論文では、史料の根拠に基づいて、王家・王家領という言葉を用いることとする。王家については、中世において両統迭立以降、持明院統・大覚寺統に分裂した二つの王家が存在することになるが、本論文では各統を総称した広義の王家という意味で用いる。また、王家領とは、後院領や女院領、親王家領（宮家領）、御願寺領などを含めた総称として用いている。

王家領研究は戦前からの豊富な蓄積を有する。ただし、本論文が検討対象とする女院領・親王家領については、王家領の一部として概略的に伝領過程が説明されるにすぎなかったと言える。しかし、近年、中世王家や王権に関する研究が深化する中で、女院領にも注目が集まり、女院領研究も進展しつつある。例えば、女院領の領有形態について、通説的に、女院は表面上の領有者で実際には治天の君（王家の家長）の管理下にあったと言われてきたが、後嵯峨院政期以前の女院領に関しては、治天の君から独立して経営されていたことが指摘されている。

そこで、本論文では、王家領（女院領）を研究する際の論点を、二点提示する。第一に、女院領の譲与にあたっての治天の君との関係についてである。従来、女院領の処分においては、後嵯峨院政期以降、譲与者である女院の意向は無視され、治天の君のもとに女院領が一方的に集積されていったと説かれてきた。しかし、本論文では、治天の君との関係において、所領を譲与する（女院・親王家）側の視座にたった研究の必要性を提起している。第二に、女院領荘園を経済基盤として催される王家の追善仏事との関係についてである。従来、女院領伝領と追善仏事の融合・一体化が説かれてきたが、本論文では、皇統の変化と追善仏事の変遷を長いスパンで追究することにより、王家の追善仏事の変遷に歴史的な意義を見出すことを目指している。

中世王家領の伝領・領有形態に関して、本論文ではとくに女院領を中心に分析を加えていく。それは、女院領の伝領に付随する王家の追善仏事の変遷を追究することにより、中世王家における女院領の位置づけと歴史的役割についても解明することが可能となると考えるからである。そして、本論文は、七条院領に系譜を引く四辻親王家領といった親王家領を対象とする点、また、奥羽に所在する王家領荘園をも検討対象としていることから、女院領研究のみならず、広義の王家領研究の進展に寄与することを目指している。

本論は六章から構成され、これに研究史の整理および本論文の課題を提示した序章と、結論をまとめた終章が付されている。

第1章「七条院領の伝領と四辻親王家—中世王家領伝領の一形態—」

本章は、七条院領に系譜を引く四辻親王家領を例に、その伝領・領有形態を解明したものである。後鳥羽院からの譲与によって成立した七条院領は、後鳥羽院妃の修明門院を経て、四辻宮善統親王に伝領された後、女院領から親王家領に姿を変え存続する。

まず、修明門院から孫の善統親王への七条院領伝領の背景について考察した。「修明門院譲状案」を検討し、七条院領を譲与された修明門院の所領処分においては、七条院領の処分時と同様に、隠岐に配流されていた後鳥羽院の意向がはたらいていた可能性を指摘した。

次に、七条院領伝領の全体像を構築するために、現存する『東寺百合文書』所収の文書群から遡って、「七条院処分目録案」の原文書の伝来系統を探究した。この目録案の検討により、善統親王が弘安三年(1280)に旧七条院領三八ヶ所のうち、自ら二ヶ所を分割して後宇多院(当時は天皇)に譲進したこ

と、さらに正応二年(1289)にも残り十七ヵ所を、再び後宇多院に譲進したことが明らかになった。

善統親王が二度にわたって旧七条院領を後宇多院に譲進した理由については、従来、両統の対立から大覚寺統の所領を増加させようとする後宇多院側の一方的な所領集積と考えられてきた。しかし、検討の結果、従來說かれてきたような、治天の君後宇多院による一方的な四辻親王家領の接収という点是否定され、むしろ譲進する四辻親王家側に、所領の保護を治天の君に依頼するという目的があったことが明らかになった。善統親王は、同じ順徳皇統を継承する岩藏宮との訴訟や、領家・教令院等との権門内部での対立を抱えていたが、大覚寺統後宇多院の保護を得ることによって、親王家領としての生き残りに成功したとも言える。

本章では、七条院領に系譜を引く四辻親王家領を例に、譲進する側の主体性が認められる伝領形態を提示することにより、他の王家領(女院領)に目を転じた場合にも、譲与者(女院)側が被譲与者を主体的に選択した可能性を視野に入れ、王家領の伝領形態を解明することの必要性を提起した。

第2章「王家領の伝領と女院の仏事形態—長講堂領を中心に—」

女院領の伝領をめぐるのは、所領を伝領したことに付随して譲与者の菩提を弔う義務が発生するという図式が、先行研究により提示されている。本章では、天皇のための追善供養は、女院が執行する仏事のなかでも、王権と密接に関わる最重要な仏事と位置づけられるとの認識のもと、女院の仏事が王権護持に果たす役割について検証した。

具体的には、後白河の追善仏事である長講堂八講と、後鳥羽の追善仏事である安楽心院八講を例に、女院側の視座に立って検討を加えた。長講堂八講を検討した結果、皇位皇統へ接近する志向性を有していた宣陽門院は、後白河の追善仏事が後嵯峨皇統(皇位皇統)に完全に移管されたことから、その仏事料所である長講堂領の後嵯峨皇統への譲与を決定した点を明らかにした。つまり、長講堂領の場合、所領と仏事が一体となって継承されていったのである。ここでは第1章で提示した、譲与する(女院)側の問題に着目するという視角を継承し、長講堂領の伝領においても、従來說かれてきたような治天の君側の一方的な所領集積ではなく、譲与者の宣陽門院によって主体的に被譲与者が選定されたことを論じている。

一方、修明門院が執行していた安楽心院八講の検討により、修明門院の没後、後鳥羽追善仏事は、後鳥羽皇統の正統な継承者たることを標榜した後嵯峨により接収され、所領と仏事が分離し、仏事のみが皇位皇統に継承されていった点を解明した。そして、その仏事料所である修明門院領は、後嵯峨皇統へ接収されることなく、四辻親王家に伝領されていく。このことは、女院領と仏事がセットになって伝領されていくとする従来の説に再考を迫り、中世王家の新たな追善仏事体系を提示する意義をもつものである。

後嵯峨が皇位皇統となって以降、長講堂・安楽心院において、女院が仏事を修すことで王権を補完してきた役割は、最終的に後嵯峨皇統によって吸収されていった。本章が対象とした、女院領を基に「皇統」(皇位を伝える皇統とは別の、天皇の菩提を弔う行事を継承する皇統)の仏事を行っていた女院(宣陽門院・修明門院)の場合は、女院領を有し仏事への関与を継続する限りにおいて、王権を分有する存在としての機能を保持していたが、皇位皇統の変化をうけ仏事を治天の君に吸収された時点で、王権を支えてきた役割も終焉を迎えたと結論づけられる。

第3章「宣陽門院領伝領の一側面—宣陽門院領目録の検討を通じて—」

本章は、『島田文書』に所収された「宣陽門院領目録」の検討を通じて、宣陽門院領伝領における宣陽

門院自身の主体性を照射したものである。宣陽門院領は父の後白河院から譲与された長講堂領を中核としつつも、数点ある目録によれば他にもいくつかのまとまりを持った荘園群から形成されていることがわかるが、本章では、先学が分析していない「宣陽門院領目録」を初めて本格的に取り上げ検証した点に意義がある。この目録はいまだ十分に史料批判されることなく、注記された年紀を根拠に、貞応三年（1224）頃に作成された目録として利用されてきたという問題があった。そこで、他の目録類との比較を行なった上で、注記人名や作成年代を比定し、この目録の作成事情を解明した。その結果、この目録はある一時期、より厳密には建長三年（1251）正月以降、宣陽門院が没する翌建長四年六月までの間に作成されたものであることが明らかになった。

また、本章は、目録の作成年代の比定に止まらず、宣陽門院自身の譲与における主体性を、第2章とは別の観点から論じている。目録の作成時期と宣陽門院領譲与の時期が一致していることから、この目録は、宣陽門院によって譲与に際し作成されたものと位置づけられる。また、寛元四年（1246）の後嵯峨の譲位、後深草の踐祚と同時期に行なわれた鷹司院（宣陽門院猶子）出家の事例からは、後白河の追善仏事が皇位皇統へ移行したのを背景に、鷹司院へではなく後深草（皇位皇統）への長講堂領の譲与を、宣陽門院が自らの意志で決定したことを指摘した。

第4章「長講堂領の変遷と出羽国大泉庄—奥羽の王家領をめぐって—」

本章では、奥羽の王家領のなかで唯一の長講堂領である出羽国大泉庄との関わりから、『島田文書』所収「長講堂領年貢注文断簡」の分析を通じて長講堂領荘園の変遷について検討を加えた。

まず、奥羽の王家領荘園を確認した上で、従来の寄進地系荘園論を批判する立荘論の視座から、陸奥国菊田庄の成立を読み解く試みを行なった。

次に、『島田文書』所収「長講堂領年貢注文断簡」に注目して、長講堂領荘園の変遷について検討していった。この断簡の人名比定や追筆の年紀から、長講堂領年貢注文の原文書は貞応年間（1222～1224）に作成されたものであることを明らかにし、これが、貞応年間以降～元徳二年（1330）頃までの百年以上にわたって年貢収納の際に用いられていたことを指摘した。

また、長講堂領は、建久二年（1191）に後白河院領の中から選び出し設定された御願寺領であるが、建久目録のままでは年貢収納システムに破綻が生じ、寺用を維持できなくなっていった。そのため、「長講堂領年貢注文断簡」が作成されたと推定される貞応年間までには、所領の再編成とともに年貢額が新たに定まったものと考えられる。これは、出羽国大泉庄の年貢額に関しても同様であり、応永十四年（1407）宣陽門院領目録に記された大泉庄の年貢額「砂金百両、御馬二疋」は、実は、応永十四年頃の年貢額そのものではなく、建久二年十月以降、貞応年間までに新たに定められた、鎌倉中期頃の年貢額を示すものであることを明らかにした。

第5章「鎌倉中後期の王家領再編と女院の所領処分権—安嘉門院領・室町院領を中心に—」

本章では、承久の乱後に鎌倉幕府によって一旦没収され、その後「承久没収地」として後高倉院に返進されたという共通の由緒をもつ、安嘉門院領と室町院領を中心に、女院の所領処分権について検討した。

安嘉門院は讓状において、姪である室町院を一期（生存中）領主、猶子である亀山院を未来領主と定めていた。安嘉門院領の処分においては、治天の君である亀山院が一方的に集積したのではなく、未来領主に定められていたことを根拠に、亀山院の相続が可能になったのである。安嘉門院は、違乱が生じた際には幕府に相談するよう申し置くなど、「承久没収地」に由来する安嘉門院領の保全のためには、幕府の介入を受け入れる面もあった。

また、室町院は、生前に遺領の譲与契約を治天の君である伏見院と結ぶことによって、権門内相論が朝廷に持ち込まれた際には有利な状況を作り出し、所領の保護を治天の君に依頼していた面が見られた。

安嘉門院領・室町院領いずれの所領処分においても、正当な被譲与者としては、猶子になっていることと譲状を持っていることが要件であり、被譲与者の決定権は女院が有していることから、譲与の主体性すなわち所領処分権は女院側にあったと言える。

承久の乱後に、幕府によって新たな荘園領主として後高倉院が据えられたことに由来する安嘉門院領・室町院領は、荘園領主の交替を意味する所領処分においても、女院の処分状が幕府の介入によって改められるといった影響を被ることになった。これに対し、承久の乱後も荘園領主の交替がない七条院領・宣陽門院領の場合、所領処分の際に直接、幕府が介入した形跡は見られない。承久の乱の影響が、鎌倉中後期の王家領再編における女院領処分の在り方にまで及んでいたと言えよう。

第6章「承久の乱後の王家と後鳥羽追善仏事」

本章では、承久の乱後の王家と後鳥羽追善仏事の変遷について、後嵯峨の没後は、後嵯峨追善仏事の在り方との比較を通じて検討した。

後鳥羽追善仏事は、はじめ修明門院により安楽心院で営まれていたが、皇位皇統となった後嵯峨によって、修明門院の有していた請僧（追善仏事に招請する僧）決定権が奪取され、さらに大多勝院へと開催場所を変更することにより、完全に後嵯峨の修す仏事として接収されるにいたる。後嵯峨には、順徳皇統のもとにあった後鳥羽の仏事を自らの皇統に取り込むことで、後鳥羽の正統な継承者として後嵯峨皇統を位置づける目的があったと言える。

また、後嵯峨の没後、後鳥羽と後嵯峨の八講はともに治天の君が主催する、他とは異なる特別の仏事として王家のなかで重視されていくようになる。とくに後鳥羽の八講は、両統迭立期に治世（政務）の交替とともに仏事の主催者も交替する現象が見られ、治天の君である院が仏事を主催していた。両統の対立の激化や後醍醐の挙兵失敗など、皇統の安定性を極めて欠いた状況において後鳥羽の供養が重視されたが、それは、後鳥羽が皇統の安定のために威力をもつ先祖と認識されていたからであった。

後鳥羽追善仏事の意義については、後鳥羽怨霊の鎮魂と皇統の正統性誇示の両側面から検討を加え、まず崇徳院怨霊との比較から、後鳥羽の仏事には、怨霊を鎮撫する目的だけではなく、後嵯峨以降の皇位皇統に正統性を付与する意義も込められていた点を指摘した。また、王家・武家を問わず中世を通じ行なわれた後鳥羽院御影堂領の保護には、後鳥羽怨霊鎮魂の意味が強く込められていたのに対し、後鳥羽の忌日に治天の君の沙汰で行われる八講には、後鳥羽怨霊の鎮魂とは別の論理で、王家に固有の、皇統の正統性誇示という意義が付与されていたのである。

さらに、文和二年（1353）には、後光厳天皇踐祚に先立って「政務」（治天の君）に就任した広義門院（西園寺寧子）によって、後鳥羽追善仏事が催された。この事例から、後鳥羽追善仏事が、王家の祖先祭祀としての意義を超え、後鳥羽の直接の子孫たるか否かにかかわらず、治天の君が行なう王権護持の性格が強い仏事であった点を指摘した。院に代わって、皇統の正統性を保障し、王権にも関わる後鳥羽の仏事を主催する権限を、皇女でもない西園寺氏出身の広義門院が有したのは、王権護持の補完機能を果たす女院の地位に由来するものである。

後鳥羽追善仏事は、院政の創始者である白河、両統の起点となった後嵯峨とともに重視される仏事であり、中世王家にとって、後鳥羽は白河・後嵯峨とともに、皇統の正統性及び王権の確立に重要な意義を付与する治天の君の一人として長く崇敬され、追善の対象となっていた。後鳥羽の仏事に皇統の正統性を付与する役割が込められたのは、後嵯峨によって順徳皇統から切り離されたことに始まり、後嵯峨

の没後から南北朝期に至るまで皇統の分立が続くという特殊な状況のなかで特徴的に見出された、歴史的な意義を有する現象であると言える。

本論文の成果は、第一に、鎌倉中後期の王家領再編において、所領の譲与者（女院・親王家）と治天の君との関係について、伝領における譲与者側の主体性を提示したことである。従来、女院領の処分においては、譲与者である女院の意向は無視され、治天の君のもとに女院領が一方的に集積されていったと説かれてきた。しかし、本論文では、治天の君との関係において、所領を譲与する（女院・親王家）側の視座にたった研究の必要性を提起し、七条院領に系譜を引く四辻親王家領・宣陽門院領（長講堂領）を例に、譲与する側に主体性が認められる伝領形態を提示することができた。

また、安嘉門院領・室町院領の場合も、治天の君との関係（王家内）においては、譲与の主体性すなわち所領処分権は女院側にあったと言える。しかし、これらの女院領は、承久の乱後に鎌倉幕府によって新たな荘園領主として後高倉院が据えられたことに由来することから、所領経営や処分そのものに幕府の介入を受けることになった。これに対し、承久の乱後も荘園領主の交替がない七条院領・宣陽門院領においては、所領処分の際に直接、幕府が介入した形跡は見られない。承久の乱の影響が、鎌倉中後期の王家領再編における女院領処分の在り方にまで及んでいたと言えよう。

第二の成果は、女院領荘園を経済基盤として催される追善仏事の変遷を追究することにより、王家における女院領の歴史的役割とともに、中世王家の追善仏事体系を明らかにした点である。

宣陽門院領（長講堂領）の場合、後白河の追善仏事が後嵯峨皇統に完全に移管されたことを背景に、仏事料所である長講堂領の譲与を、宣陽門院自身が主体的に決定し、所領と仏事が一体となって継承されていった。しかし、修明門院領の場合は、後鳥羽の追善仏事は、後鳥羽皇統の正統な継承者たることを標榜した後嵯峨により接収されたため、女院領と仏事が分離し、仏事のみが皇位皇統に継承されることになっていった。

後嵯峨の没後、後鳥羽と後嵯峨のための追善仏事は、ともに治天の君が主催する、他とは異なる特別の仏事として王家のなかで重視されていくようになる。とくに後鳥羽の場合は、治世の交替とともに仏事の主催者も交替する現象が見られ、治天の君である院が仏事を主催していた。後鳥羽追善仏事は、中世王家にとって、院政の創始者である白河、両統の起点となった後嵯峨とともに重視される仏事と位置づけられる。

中世王家において、後嵯峨以降、王家領の再編とともに、女院領は「皇統」の仏事を継承するという歴史的役割を終える。そして新たに、皇統の正統性及び王権の確立にとって重要な意義を付与する治天の君（白河・後鳥羽・後嵯峨）のための追善仏事体系が、皇統の分立が続くという特殊な状況のなかで構築されることになったのである。

論文審査結果の要旨

本論文は、女院領を中心とする中世王家領の伝領と領有形態を王家の追善仏事の変遷と関連づけながら論じたものである。全体は序章・終章のほか六章から構成されている。

序章では、研究史を整理した上で課題を設定する。

平安時代末期、女院（院号宣下を受けた内親王以下の女性）が王家領荘園群の本家職をもち、管領を行うということが一般化した。それら荘園群は女院領とよばれる。八条院領・宣陽門院領・安嘉門院領・

室町院領・七条院領などがその代表例である。論文提出者は、女院領に関する従来の研究を子細に検討し、次の論点を提出する。

1. 女院領は鎌倉時代後期になると治天の君あるいは、持明院・大覚寺統の長によって集積され、ついには消滅してしまう。従来この現象は、治天の君あるいは両統の長による一方的な再編・統合と考えられてきた。しかし、所領を譲進する側（女院）に主体性はなかったのか。もしあったとすれば、治天や両統の長による女院領の集積・再編という事態にはどのような歴史的評価を与えられるのか。
2. これまでの研究で、鎌倉時代の王家には皇位を伝える皇統とは区別される、天皇の菩提を弔う仏事を継承する「皇統」が存在するとされ、女院領はかかる行事の経済基盤として重要な役割を果たしたといわれてきた。皇統の変化と仏事の変遷を平安末～南北朝時代という長いスパンで追うことにより、王家の仏事と所領の伝領についてどのような知見が加えられるか。

以下の章では、この二つの論点について具体的な分析・検討がなされる。

第1章「七条院領の伝領と四辻親王家—中世王家領伝領の一形態—」では、後鳥羽上皇—七条院—修明門院—四辻親王家（善統親王を祖とする）と伝領された七条院領の処分に着目して、譲進者の立場について具体的に検討する。その結果、鎌倉時代後期に行われた善統親王から後宇多院への所領譲進は、善統親王側が、皇統を同じくする岩蔵宮との訴訟あるいは領家（教令院）との権門内部での対立を乗り切るため、主体的に行ったものであったことを実証する。また併せて、七条院領の処分には、隠岐に配流された「皇統」の長・後鳥羽の意向が強く働いていたことを明らかにする。

第2章「王家領の伝領と女院の仏事形態—長講堂領を中心に—」では、所領の伝領と仏事との関連について、通説に再検討を加える。

宣陽門院領の中核をなす長講堂領は、鎌倉後期に宣陽門院から後嵯峨皇統の後深草天皇に譲進される。これは、後白河院の追善仏事（長講堂八講）が後嵯峨皇統に移管されたことを見て、宣陽門院が主体的に選択した結果であった。一方、後鳥羽の追善仏事（安楽心院八講）は、七条院領を継承した修明門院によって行われていたが、その死後、後鳥羽皇統の正当な継承者であることを標榜した後嵯峨に移管された。このとき七条院領は、四辻親王家に継承されており、所領の伝領と「皇統」の仏事との分離が起こった。

この二つの事例から、後嵯峨院政期にいたって、女院領の伝領者がそれぞれの「皇統」の仏事を行うという形が終焉を迎え、中世王家の新たな追善仏事体系が成立したと考えることができるとし、同時に、仏事への関与によって王権を分有する存在であった女院の役割も終了したとする。

第3章「宣陽門院領伝領の一側面—宣陽門院領目録の検討を通じて—」では、まず島田家文書所収「宣陽門院領目録」の史料批判を行い、作成年代を建長3年（1251）1月～同4年6月と特定する。その時期が、宣陽門院の所領譲与の時期と一致することから、「目録」が譲与の際に作成されたものと位置づけ、さらに宣陽門院が当初予定していた鷹司院ではなく、後深草天皇に所領を譲与したのは、後白河院追善仏事が後嵯峨皇統によって担われるようになったことを見極めた上でのことだったと、女院の主体性を第2章とは別の面から照射する。

第4章「長講堂領の変遷と出羽国大泉庄—奥羽の王家領をめぐって—」では、島田家文書所収「長講堂領年貢注文断簡」を検討し、原本が貞応年間（1222～24）に成立し、以後100年以上にわたり、年貢収納の際に用いられたことを明らかにする。そのうえで、建久2年（1191）に成立した長講堂領では、その際作成された目録のままでは、年貢収納システムが機能しなかったため、貞応の目録作成までに再編成が行われ、新たな年貢額が決定されていたことを推定する。さらに従来、奥州藤原氏時代の年貢の特

徴をよく示すと考えられていた応永14年(1407)「宣陽門院目録」に記された出羽国大泉庄の年貢「砂金百両 御馬二疋」が、建久2年～貞応年間のもので、直接、奥州藤原氏時代の実態を示すわけではないことを明らかにする。

第5章「鎌倉中後期の王家領の再編と女院の所領処分権—安嘉門院領・室町院領を中心に—」では、承久の乱後に、鎌倉幕府によって一旦没収された荘園群(「承久没収地」)のうち、元の荘園領主には返還されなかった安嘉門院領・室町院領と本主に返された七条院領・宣陽門院領とを比較する。そして、前者には、所領処分等に際して幕府の介入が見られるが、後者には見られないことを指摘する。また、安嘉門院領・室町院領に関しても、被譲与者を女院が決定するなど、所領処分権は女院が掌握していたことを確認する。

第6章「承久の乱後の王家と後鳥羽追善仏事」では、後鳥羽追善仏事が、後嵯峨によって取り込まれていく過程を検証し、順徳皇統の許にあった当該仏事を自らの皇統に取り込むことで、後嵯峨が後鳥羽皇統の正統な継承者となったことを指摘する。さらに後鳥羽追善仏事の展開を追い、南北朝期には、王家の祖先祭祀としての意義を超え、治天の君が行う王権護持の性格を持つ仏事となっており、白河院(院政の創始者)の仏事、後嵯峨院(両統の起点)のそれとならぶ、王家にとって格別に重視される仏事として執り行われていたことを明らかにする。そして、それは後鳥羽が皇統の安定のために威力を持つと観念されていたからであったからとする。

終章では、全体のまとめがなされ、今後の課題が提示されている。

本論文の意義は、第一に鎌倉時代後期における王家領再編成の実態とその背景に新しい光を当てたことである。従来この点については、もっぱら所領を集積した院の側のみが注目されていたわけであるが、本論文によって譲進者の主体性、また「承久没収地」に対する鎌倉幕府の影響力が実証的に明らかにされた。

第二は、鎌倉時代～室町時代の長期間にわたる中世王家の仏事のあり方の変遷を跡づけたことである。この中で、女院領と仏事との関係についての考察が深められ、王家の仏事体系の推移が浮き彫りにされた。また、仏事を通じた王権と女院との歴史的関係が明らかにされた。

第三は、女院領研究の実証水準を格段に引き上げたことである。第3・4章では、従来、ほとんど顧みられなかった荘園目録について、そこに表れる人物の比定や書き込みの態様から、作成年代や作成目的が明らかにされている。その手続きは周到であり、史料に新たな生命を吹き込んだと言っても過言ではない。しかもそれを基礎として女院領にかかわる重要な論点を導き出している。また、第1章における、東寺文書の伝来・保存のあり方から七条院領の伝領を考察した部分は、史料論としても価値のあるものである。

このほか本論文においては、序章で示された二つの視点が、第1章から6章まで貫かれているため、論文全体がきわめて緊密な構成をもつものとなっていることが特筆される。研究対象とした女院領は主要なものをほぼカバーしているし、地域的に見ても畿内近国の荘園だけではなく、奥羽のそれも視野に入っており、包括性・体系性が高い。中世王家や王権のあり方といった点についてさらに大きな展望を示して欲しかったという要望はあるが、本論文の成果を踏まえれば、それは近いうちに成し遂げられることであろう。

以上、本論文は、女院領研究、ひいては王家領、王家、王権に関する研究に新たな地平を切り拓いた労作として、学界に資するところ大であるといえる。よって、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと認められる。